

青森県景観形成基本方針

今日、人々は、生活のゆとりや潤い、人を思いやる心、美的な感性など豊かな人間性の回復を求めています。

優れた景観は、快適な生活環境を創出し、県民に郷土への誇りと愛着をはぐくみ、さらには次代を担う子供の情操を育ててくれるものであり、これからの時代には欠くことのできない重要な要素です。また、地域の個性づくり、魅力向上を通じ、地域の活性化にも役立つものです。

幸い、本県は、四季が表情豊かに移りゆき、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水があふれる川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然の景観を有しています。また、遠い縁（えにし）の優れた歴史的・文化的遺産、独特な田園や町並みなど、先人がたゆまぬ努力によって創り、受け継いできた景観にも恵まれています。

景観は、地域の文化の表れであり、人々の営みにより変化していくものです。

次の世代に誇りを持って、このすばらしい県土を引き継ぐためには、今に生きる私たち一人一人が、青森の景観の良さを見つめ直し、これを守り、また、利便性や開発との調和を図りながら、新たに良好な景観を創り上げていくよう努力していくことが大切です。

ここに、県民が心を合わせ、青森らしい、良好な景観を守り、育て、創り上げていくため、青森県景観形成基本方針を定めます。

第1 良好な景観の形成に関する基本構想

1 良好な景観の形成の基本目標

(1) 青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成

本県は、広大な平坦地や柔らかな稜線の山脈等から構成される地形を有し、明確な四季と、豊かな緑や水、さらにはこれらを基盤とし長い時間の中で培われた個性豊かな文化に恵まれています。

県民の郷土愛をはぐくみ、訪れる人々にとっての魅力を高めるため、このよ

うな地形や気候、植生、文化など地域の景観資源を活用し、青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成を図ります。

(2) 快適で活力に満ちた景観の形成

目指すべき良好な景観は、県民に精神的な豊かさを実感させるものであり、単に視覚的に美しいだけでなく、地域社会の活力の源泉や高い生活水準の証左ともなります。

このため、機能と美、にぎわいと落ち着き、開発と保全などの調和に配慮して、快適で活力のある景観の形成を図ります。

(3) 「人にやさしい」景観の形成

精神的な豊かさを実感できる安らぎある暮らしやすい社会を実現するためには、「見える環境」である景観からも、豊かな人間性が感じられる必要があります。

このため、高齢者、障害者等も含め、県民がひとしく安全、安心を感受できるような、^{ぬく}温もりのある、人にやさしい景観の形成を図ります。

2 良好な景観の形成の促進に当たっての基本的な考え方

(1) 保全、創造、育成の面からの景観の形成

良好な景観は、地域の共有財産であるとの認識に立ち、既にある人々に親しまれている景観の保全に努め、将来にわたって継承していくとともに、積極的に良好な景観の創造に努めていきます。

また、既にある景観を生かしながらより良い景観に成長させていくという育成の視点を持つことも重要です。

(2) 県、県民及び事業者の積極的な参加による景観の形成

良好な景観の形成は、県、県民及び事業者がそれぞれの責務に応じ、積極的にこれに参加し、協力し合うことにより初めて実現できる一体的な取組です。

このため、県は、自ら良好な景観の形成の先導的役割を果たすとともに、県民及び事業者が、景観の重要性を認識し、身近なところから自主的に良好な景

観の形成に取り組みやすい環境を整えていきます。

(3) 総合的、長期的な景観の形成

景観は、自然的要素と人為的要素によって構成され、県、県民及び事業者の様々な営みにより、長い時間の中で形づくられます。

このため、良好な景観の形成は、県、県民及び事業者がそれぞれの役割を担しつつ、相互に連携、調整を図り総合的に行うとともに、望ましい地域づくりの在り方を踏まえ、長期的な観点から進めます。

3 景観計画区域に関する基本的な事項

(1) 良好な景観の形成を図る上で特に重要と認められる地域に関する基本的な事項

ア 次に掲げる地域その他の地域のうち、県土の良好な景観の形成を図る上で特に重要と認められる地域を景観形成重点地域として、地域の特性を生かした良好な景観を重点的かつ先導的に形成していきます。

- ① 山岳、高原、海岸、湖沼等の自然景観を有する地域
- ② 伝統的町並み、神社、寺院、遺跡等の歴史的遺産又は文化的遺産を有する地域
- ③ 田園景観を有する地域
- ④ 都市景観を有する地域

イ 景観形成重点地域については、次の事項を考慮します。

- ① 原則として共通の景観特性を有し、一定の広がりを持つ地域であること。
- ② 良好な景観の形成に関し、関係市町村や地域住民により、十分な合意が形成され、かつ、積極的な取組が期待される地域であること。
- ③ 景観特性、景観資源等の著しい変化が予想されるなど、良好な景観の形成に緊急性を有すると認められる地域であること。
- ④ 地域の景観特性、景観資源、主要な視点場の実態を踏まえて、良好な景

観の形成の方向を明らかにすること。この場合、関係市町村、地域住民等の意向を十分踏まえること。

- ⑤ 公共事業等の実施に当たっては、良好な景観の形成の方向に十分配慮するとともに、特に先導的な景観の形成に努めること。

(2) 大規模行為に係る良好な景観の形成に関する基本的な事項

大規模行為は景観に大きな影響を与えるものであるため、周囲の自然や町並み等と調和させることが必要です。

このため、大規模行為については、県土全域を対象に、積極的に良好な景観を形成していきます。また、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針、良好な景観の形成に関する計画その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮します。

第2 その他良好な景観の形成に関する重要な事項

1 公共事業等による良好な景観の形成の推進

公共の道路、橋、建築物等は、不特定多数の人の目に触れるものであるとともに、大規模なものや地域の景観の骨格を形成する基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素であることから、公共事業等の実施に当たっては、次の事項を考慮して、良好な景観の形成の先導的な役割を果たします。

- (1) 公共事業景観形成基準に従い、安全性、機能性の確保を基本としつつ、周辺の景観と調和するとともに、高齢者、障害者等にも配慮した人にやさしい施設づくりを行うこと。
- (2) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針、良好な景観の形成に関する計画その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

2 援助及び啓発の実施

良好な景観の形成には県民及び事業者の自主的、主体的な活動が重要であり、これを促すため次のような取組を行います。

(1) 援助に関する基本的な事項

市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合や県民等が良好な景観の形成に関し自発的な活動を行う場合には、専門的、技術的な知識や判断、手法等を必要とするため、市町村や県民等に対して財政的、専門的、技術的な援助及び情報の提供に努めます。

(2) 啓発に関する基本的な事項

県民及び事業者の間に広く県土の良好な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県土の良好な景観の形成に関する活動を行う意欲を高めるため、次に掲げる取組を推進するよう努めます。

ア 県は、「景観の日」には、県民等が広く参加できる事業を実施すること。

イ 良好な景観の形成に関する住民協定の締結を促進するため、その紹介等を行うこと。

ウ 「ふるさと眺望点」が青森らしい景観、地域らしい景観を実感できる場として親しまれるようその紹介等を行うこと。

エ 県は、良好な景観の形成に関する広報活動を積極的に行うとともに、シンポジウムや研修会等を開催すること。

オ 子供たちの景観に関する関心を高めていくため、学校教育等との連携を図りながら、良好な景観の形成に関する学習の機会を提供すること。

カ 県民が、景観に関するボランティア活動を容易に行えるような仕組づくりをすること。

キ 青森らしい緑を生かした景観が実現されるよう生け垣等を活用した緑化に関して啓発すること。

3 良好な景観の形成に関する法令等の活用

良好な景観の形成に関する法令等は、景観法を始めとし、自然公園法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等多岐にわたっています。良好な景観の形成に関する施策については、これらの法令等と

の調整を図りながら、適正かつ効果的な運用を行い、総合的に良好な景観の形成を促進します。